

平成22年8月26日

沖縄県における一酸化炭素中毒事故（軽症3名）について

8月24日（火）沖縄県の菓子店において、作業中の従業員3名が一酸化炭素中毒の症状（軽症）を訴え、病院で治療を受ける事故が発生した旨報告がありました。

1. 事故の概要

8月24日（火）沖縄県の菓子店において、作業中の従業員3名が一酸化炭素中毒の症状（軽症）を訴え、病院で治療を受ける事故が発生した旨、高圧ガス保安法に基づき、26日（木）同店に液化石油ガスを販売している事業者（有限会社丸金プロパン）から沖縄県及び原子力安全・保安院那覇産業保安監督事務所に報告がありました。原因は、エアコンを使用し厨房の扉を閉め切って作業を行っていたことから給気不足になり、ガス機器が不完全燃焼を起こし、一酸化炭素が発生したことによるものと推定されますが、現在詳細調査中です。

上記と同様の情報を原子力安全・保安院のホームページに掲載しますのでお知らせします。

【掲載箇所】

http://www.nisa.meti.go.jp/sangyo/citygas/detail/gas_accident.html

【掲載内容】

事業形態： 液化石油ガス販売事業

ガス種： 液化石油ガス

事故発生日時：平成22年8月24日（火）午前1時30分頃

事故発生場所：沖縄県

被害状況： 人的被害：一酸化炭素中毒の症状（軽症） 3名
物的被害：無し

事故概要： 菓子店において、作業中の従業員3名が一酸化炭素中毒の症状（軽症）を訴え、病院で治療を受ける事故が発生した。原因は、エアコンを使用し厨房の扉を閉め切って作業を行っていたことから給気不足になり、ガス機器が不完全燃焼を起こし、一酸化炭素が発生したことによるものと推定されるが、現在詳細調査中。

機器分類： 業務用こんろ、業務用蒸し器、業務用煮煉機
（参考情報） 製造者、型式、製造年：調査中

2. 注意喚起について

ガス機器を使用する際は、必ず換気を行ってください。

- ・ ガスが燃焼するには新鮮な空気(酸素)が必要です。空気が不足すると、不完全燃焼をおこし、一酸化炭素中毒の原因となり、死亡事故につながる可能性があります。
- ・ ガス機器の排気が十分に行われないと、排気ガスが室内にあふれて、一酸化炭素中毒をおこすことがあります。
- ・ 燃焼器を使用する際は、給気が十分か確認した上で、換気扇及びその他換気装置を使用して下さい。

ガス機器や給排気設備は、日頃から点検・お手入れをしてください。

- ・ ガス機器の給排気口の目詰まりや閉そくは、不完全燃焼を引き起こし、高濃度の一酸化炭素の発生原因になります。
- ・ 油や粉を多く使用する厨房では、短期間で給排気口やダクト等が閉そくしやすくなります。
- ・ 通常と燃焼状態が異なるなど異常を感じたら液化石油ガス販売事業者などに連絡して、すぐに点検を受けてください。

一酸化炭素警報器(不完全燃焼警報器)の設置を強くおすすめします。

- ・ 不完全燃焼によって発生した一酸化炭素を検知すると、ランプと音声でお知らせします。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課長 北沢 信幸

担当者：矢島、岡田

電話：03-3501-1511(内線 4951~3)

03-3501-1672(直通)